

に聴く  
弁護士  
宮澤俊夫

判例から見る  
労働トラブルの  
防止対策

弁護士 宮澤俊夫 40



## 正社員・契約社員間の 労働条件格差

一、期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止

労働契約法二〇条は、「有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにによる不合理と認められるものであつてはならない」と定めています。

裁判例は、これまでにハマキヨウレックス事件一審判決（大津地裁彦根支

臨時雇用者三九三五人）。同社との間で、期間の定めのある労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度、当該職務の

内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであつてはならない」と定めています。

同条をめぐり下された



### 判決要旨 同法二〇条の 不合理性の判断

不適切性の判断は、有期契約労働者と無期契約労働者との間の労働条件の相違について、職務内容、当該職務の内容及び配置の変更その他の事情を考慮して、個々の労働条件ごとに判断されるべきである。

皆勤手当については、その不支給が不合理と認めることまではできない。通勤手当については、通勤のため要した交通費を補填する性質のものである以上、職務内容等と無関係に支給されるものであり、支給しないことは不合理である。（愛知県雇用労働相談センター代表弁護士・愛知

労働局労災法務専門員）イラスト・源 安孝

欄で、森弁護士・庄司弁護士が解説しておりますので、右ハマキヨウレックス事件をご紹介します。

二、事案の概要

ハマキヨウレックスは、貨物自動車運送事業を営む東証一部上場会社で、従業員数は四五九七人（うち正社員六六二人、

るとして、正社員と同一の権利を有する地位にあることの確認や正社員と同額の支払い等を求めて提訴しました。

一審裁判所は、正社員と同一の権利を有すると主張は排斥し、無事故手当等の支給に関する正社員との相違は、会社の経営・人事上の施策として不合理なものとはいえないとして、通勤手当についてのみ同法に反するとして、その支払いを命じました。

正社員には転勤が予定されており住宅コストの増大が見込まれることからすると不合理であるということはできない。

皆勤手当については、その不支給が不合理と認めることまではできない。

通勤手当については、通勤のため要した交通費を補填する性質のものである以上、職務内容等と無関係に支給されるものであり、支給しないことは不合理である。